

(秘密保持について)

栃木県産業技術センター職員は地方公務員であり、地方公務員法第34条（秘密を守る義務）が課せられています。法律は当事者間同士の秘密保持契約より優先されるため、当センターにて依頼試験を実施した際には、秘密保持契約の有無に関わらず、同法の規定が職員に適用されます。

したがって、当センターでは秘密保持契約を交わすことなく、依頼試験・技術相談を実施しております。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

[参考]

地方公務員法第34条（秘密を守る義務）

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。